

## 平成21年の「不正行為」認定について

入国管理局においては、研修・技能実習に関し不適正な行為を行った機関に対して「不正行為」の認定を行い、法務省令等の規定に基づいて、当該機関が研修生・技能実習生を受け入れることを3年間停止しています。

平成21年中に「不正行為」認定を受けた機関の受入れ形態別の状況、「不正行為」の類型別の状況及び具体例は次のとおりです。

## 1 受入れ形態別の認定について

## (1) 受入れ形態別の認定機関数、推移

平成21年に「不正行為」に認定した機関は360機関であり、過去最多であった前年の452機関と比較すると約2割の減少となった。

同認定の機関数の減少理由として、近年受入れ機関に対して積極的に実態調査を実施し、研修・技能実習制度の趣旨の周知が図られたこと、平成21年の研修生の入国者数が、景気の後退に伴い、前年の約10万人から約8万人と減少したこと、また、本年7月に新しい研修・技能実習制度が施行されることに伴い、受入れ機関に対する監理と責任について啓蒙を図ったことが挙げられる。

「不正行為」認定を受けた機関を受入れ形態別にみると、企業単独型で受け入れた機関が2機関（0.5%）、団体監理型での受入れ機関が358機関（99.5%）であった。団体監理型の受入れについて、受入れ機関別では、第一次受入れ機関が34機関（9.5%）、第二次受入れ機関が324機関（90.0%）となっている。

受入れ形態別「不正行為」認定機関数の推移

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
企業単独型		5	11	9	7	2
団体 監理型	第一次受入れ機関	17	28	36	29	34
	第二次受入れ機関	158	190	404	416	324
計		180	229	449	452	360

## (2) 企業単独型での受入れ機関に対する認定

平成21年に「不正行為」に認定した企業単独型での受入れ機関は2機関（0.5%）と平成20年の7機関（1.5%）と同様に、低い割合に留まっている。

## (3) 団体監理型での受入れ機関に対する認定

## ① 第一次受入れ機関に対する認定

平成21年に「不正行為」に認定した第一次受入れ機関34機関のうち30機関を事業

協同組合が占めており、事業協同組合が高い割合を占める傾向はこれまでと変わっていない。

第一次受入れ機関の種類別「不正行為」認定機関数の推移

	平成19年	平成20年	平成21年
事業協同組合	34	27	30
農業協同組合	1	0	3
商工会	0	0	0
その他の団体	1	2	1
計	36	29	34

## ② 第二次受入れ機関に対する認定

平成21年に「不正行為」に認定した第二次受入れ機関は324機関であり、業種別にみると、「繊維・被服関係」が110機関（34.0%）、「農業関係」が63機関（19.4%）と上位を占める。

平成19年以降の推移をみると、「機械・金属関係」の機関数が平成19年、20年の約80機関から、平成21年は43機関（13.3%）とほぼ半減している一方で、「農業関係」の機関数が増加している。

第二次受入れ機関の業種別「不正行為」認定機関数の推移

	平成19年	平成20年	平成21年
繊維・被服関係	170	148	110
農業関係	47	39	63
機械・金属関係	73	81	43
食品製造関係	34	62	35
建設関係	13	21	28
その他	67	65	45
計	404	416	324

## 2 類型別の認定について

### (1) 類型別の認定件数、推移

平成21年に「不正行為」に認定した機関の数は360機関であるところ、類型別の認定件数は444件であった（一つの機関に対し複数の類型により「不正行為」認定を行う場合があり、「不正行為」に認定した機関数と類型別の認定件数とは一致しない。）。

平成21年の類型別認定件数をみると、第5類型「労働関係法規違反」に123件（27.7%）、第2類型「研修生の所定時間外作業」に121件（27.3%）、第1類型③「名義貸し」に96件（21.6%）が認定されており、この3類型で全体のおよそ8割（76.6%）を占める。

また、平成19年以降の推移をみると、上記の3類型が「不正行為」認定の約7割から8割を占めている状況に変わりはない。

類型別「不正行為」認定件数の推移

		平成19年	平成20年	平成21年
第1類型	① 二重契約	8	0	0
	② 研修・技能実習計画との齟齬	36	48	28
	③ 名義貸し	115	96	96
	④ その他虚偽文書の作成・行使	22	28	21
第2類型	研修生の所定時間外作業	98	169	121
第3類型	悪質な人権侵害行為等	70	36	31
第4類型	問題事例の未報告等	1	1	4
第5類型	不法就労者の雇用	31	15	20
	労働関係法規違反	178	155	123
第6類型	準ずる行為の再発生	3	1	0
計		562	549	444

平成21年 類型別受入れ形態別「不正行為」認定件数

		企業 単独型 (2機関)	団体監理型		計 (360機関)
			第一次 (34機関)	第二次 (324機関)	
第1類型	① 二重契約	0	0	0	0
	② 研修・技能実習計画との齟齬	0	14	14	28
	③ 名義貸し	0	9	87	96
	④ その他虚偽文書の作成・行使	0	19	2	21
第2類型	研修生の所定時間外作業	1	9	111	121
第3類型	悪質な人権侵害行為等	0	3	28	31
第4類型	問題事例の未報告等	0	3	1	4
第5類型	不法就労者の雇用	0	0	20	20
	労働関係法規違反	1	2	120	123
第6類型	準ずる行為の再発生	0	0	0	0
計		2	59	383	444

※ 一つの受入れ機関が、複数の類型により「不正行為」認定されている場合は、それぞれの類型に計上しているため、認定機関数と類型別の認定件数とは一致しない。

(2) 企業単独型での受入れに係る類型別の認定

平成21年に「不正行為」に認定した企業単独型の受入れ機関は2機関であるところ、類型別でも2件であり、その内訳は、第2類型「研修生の所定時間外作業」と第5類型「労働関係法規違反」であった。

企業単独型での受入れ機関に対する類型別「不正行為」認定件数の推移

		平成19年	平成20年	平成21年
第1類型	① 二重契約	0	0	0
	② 研修・技能実習計画との齟齬	2	1	0
	③ 名義貸し	2	0	0
	④ その他虚偽文書の作成・行使	3	1	0
第2類型	研修生の所定時間外作業	3	4	1
第3類型	悪質な人権侵害行為等	0	1	0
第4類型	問題事例の未報告等	0	0	0
第5類型	不法就労者の雇用	1	0	0
	労働関係法規違反	1	2	1
第6類型	準ずる行為の再発生	0	0	0
計		12	9	2

※ 一つの受入れ機関が、複数の類型により「不正行為」認定されている場合は、それぞれの類型に計上しているため、認定機関数と類型別の認定件数とは一致しない。

(3) 団体監理型での受入れに係る類型別の認定

① 第一次受入れ機関に係る類型別の認定

平成21年に「不正行為」に認定した第一次受入れ機関は34機関であり、類型別では59件である。

認定件数の上位は、第1類型④「その他虚偽文書の作成・行使」に19件（32.2%）、第1類型②「研修・技能実習計画との齟齬」に14件（23.7%）であった。

第一次受入れ機関に対する類型別「不正行為」認定件数の推移

		平成19年	平成20年	平成21年
第1類型	① 二重契約	7	0	0
	② 研修・技能実習計画との齟齬	4	11	14
	③ 名義貸し	4	4	9
	④ その他虚偽文書の作成・行使	13	21	19
第2類型	研修生の所定時間外作業	5	5	9
第3類型	悪質な人権侵害行為等	6	3	3
第4類型	問題事例の未報告等	1	0	3
第5類型	不法就労者の雇用	1	1	0
	労働関係法規違反	5	0	2
第6類型	準ずる行為の再発生	3	1	0
計		49	46	59

※ 一つの受入れ機関が、複数の類型により「不正行為」認定されている場合は、それぞれの類型に計上しているため、認定機関数と類型別の認定件数とは一致しない。

## ② 第二次受入れ機関に係る類型別の認定

平成21年に「不正行為」に認定した第二次受入れ機関は324機関であり、類型別では383件である。

類型別での認定件数をみると、第5類型「労働関係法規違反」に120件（31.3%）、第2類型「研修生の所定時間外作業」に111件（29.0%）、第1類型③「名義貸し」に87件（22.7%）を認定した。

平成19年以降、「名義貸し」、「研修生の所定時間外作業」及び「労働関係法規違反」が上位を占めており、平成21年はこの3類型で認定件数の8割以上を占めている。

第二次受入れ機関に対する類型別「不正行為」認定件数の推移

		平成19年	平成20年	平成21年
第1類型	① 二重契約	1	0	0
	② 研修・技能実習計画との齟齬	30	36	14
	③ 名義貸し	109	92	87
	④ その他虚偽文書の作成・行使	6	6	2
第2類型	研修生の所定時間外作業	90	160	111
第3類型	悪質な人権侵害行為等	64	32	28
第4類型	問題事例の未報告等	0	1	1
第5類型	不法就労者の雇用	29	14	20
	労働関係法規違反	172	153	120
第6類型	準ずる行為の再発生	0	0	0
計		501	494	383

※ 一つの受入れ機関が、複数の類型により「不正行為」認定されている場合は、それぞれの類型に計上しているので、認定機関数と類型別の認定件数とは一致しない。

## 3 「不正行為」認定の具体例

平成21年に「不正行為」に認定した具体例は次のとおりである。

### (1) 第1類型に係る認定

#### ① 第1類型②「研修・技能実習計画との齟齬」

「研修・技能実習計画との齟齬」には、28機関を認定した。

「研修・技能実習計画との齟齬」とは、提出された研修計画や技能実習生との雇用契約の内容と齟齬する研修や技能実習が行われ、その齟齬の程度が申請の許否を左右する場合である。

【事例1】 受入れ機関である石材及び墓石の製造会社は、「石材施工」の研修を実施するとして研修生を受け入れたにもかかわらず、当該研修生を資材運搬などの雑用に従事させ、石材施工に係る研修を全く実施していなかった。

【事例 2】 産業廃棄物処理業を営む受入れ機関は、「プラスチック成形」の研修を実施する設備を有していないにもかかわらず、同研修を実施するとして研修生を受け入れ、主として廃プラスチックを加工する作業に従事させていた。

## ② 第 1 類型③「名義貸し」

「名義貸し」には、96 機関を認定した。

「名義貸し」とは、申請に係る受入れ機関では研修生や技能実習生を受け入れずに他の機関で受け入れられていた場合であり、典型的には、A機関で研修を実施するとして申請しながら、実際はB機関で作業に従事していた場合である。

【事例 1】 型枠大工工事及び鉄筋工事等の研修・技能実習を行うとして研修生・技能実習生を受け入れた事業協同組合は、傘下組合員である受入れ機関の倒産や仕事量の増減に応じて、地方入国管理局の許可を受けることなく研修生・技能実習生を申請とは異なる企業で作業に従事させていた。

【事例 2】 溶接の研修・技能実習を行うとして研修生・技能実習生を受け入れていた第二次受入れ機関は、その取引先である企業からの依頼を受け、研修生を集合研修の終了直後から取引先において溶接及び廃棄物処理の作業に従事させていた。

## ③ 第 1 類型④「その他虚偽文書の作成・行使」

「その他虚偽文書の作成・行使」には、21 機関を認定した。

「その他虚偽文書の作成・行使」とは、申請等に際し、虚偽の内容の書類を提出した場合で、その内容が申請の許否を左右する場合である。

【事例 1】 異業種の事業協同組合であった第一次受入れ機関は、認定証明書交付申請において、公的機関からの援助として警察署及び消防署からの講師派遣を予定する文書を地方入国管理局に提出していたにもかかわらず、実際には講師派遣の承諾を両署から受けていなかった。

【事例 2】 異業種の事業協同組合であった第一次受入れ機関は、傘下の第二次受入れ機関が「不法就労者」を雇用していたことについて承知していたにもかかわらず、虚偽の内容の監査報告書を作成し、地方入国管理局に提出した。

## (2) 第 2 類型「研修生の所定時間外作業」

「研修生の所定時間外作業」には、121 機関を認定した。

研修生に一般の労働者と同じように「残業」や休日の勤務をさせていた場合が「研修生の所定時間外作業」に当たる。

【事例 1】 自動車部品製造業を営む第二次受入れ機関は、受け入れていた研修生に対し時給 585 円を支払うとして所定時間外作業を行わせていた。また、同機関を指導

・監督すべき立場にある第一次受入れ機関が、研修生の残業を隠ぺいする目的で、所定時間外作業に対する手当を「功労金」として研修生の帰国の際に手渡すよう指南していた。

【事例 2】 繊維業を営む第二次受入れ機関は、受け入れていた研修生に対し、時給 330 円を支払うとして 8 か月にわたって所定時間外作業を行わせていた。

### (3) 第 3 類型に係る認定

「悪質な人権侵害行為等」には、31 機関を認定した。

研修生・技能実習生に対して暴行を加えた場合、研修生・技能実習生の旅券や通帳等を強制的に保管していた場合、研修生の研修手当や技能実習生の賃金の不払いが認められた場合等が「悪質な人権侵害行為等」に当たる。

【事例 1】 受入れ機関である農園の代表取締役が、同農園で受け入れていた研修生に対し「暴言」や「暴力行為」を日常的に行っていたため、第一次受入れ機関である事業協同組合が暴力行為を受けた研修生を保護する事態となった。

【事例 2】 縫製業を営む受入れ機関は、受け入れていた技能実習生の同意を得ずに、同実習生の来日時から旅券及び外国人登録証明書を預かり、事務所の金庫に保管していた。

【事例 3】 プラスチック製造業を営む受入れ機関は、貯蓄金に関する協定を結ぶことなく通帳保管による貯蓄を行っていたところ、預金通帳については受入れ機関が保管しており、技能実習生らが当該通帳の返却及び残高の確認を求めていたにもかかわらず、これに応じなかった。

### (4) 第 4 類型「問題事例の未報告等」

第 4 類型の「問題事例未報告等」には、4 機関を認定した。

第一次受入れ機関が所要の監査を実施していなかったり、研修生・技能実習生の失踪等を報告しなかった場合が「問題事例未報告」に当たるほか、失踪者が多発し、その原因が受入れ機関にある場合もこの類型に当たる。

【事例】 農業協同組合であった第一次受入れ機関は、3 月に 1 度の提出が義務付けられている研修生に係る監査結果報告書を約 10 か月間提出していなかった。地方入国管理局からの指摘を受けて、一旦監査結果報告書を提出したが、再度、監査結果報告書の提出を半年にわたって怠っていた。

### (5) 第 5 類型に係る認定

この類型は、「不法就労者の雇用」と「労働関係法規違反」とに分けられ、平成 21 年に認定された機関は、それぞれ 20 機関、123 機関であった。

## ① 不法就労者の雇用について

地方入国管理局の摘発等により、受入れ機関で不法就労者を雇用していたことが判明した事案である。

【事例1】 施設園芸業を営む受入れ機関は、研修生の受け入れを開始した後、二度にわたり、計20名の不法就労者を雇用していたとして、地方入国管理局及び警察により摘発を受けた。

【事例2】 アルミ鋳造業を営む受入れ機関は、過去に受け入れた研修生・技能実習生3名について、他人名義旅券を利用し不法入国させ、同機関において稼働させていた。

## ② 労働関係法規違反について

「労働関係法規違反」の大半は、「賃金の不払い」等の労働基準法違反であるが、労働安全衛生法違反のものもある。

【事例1】 縫製業を営む受入れ機関は、技能実習生に対し、時間外労働に対する割増賃金について時給350円又は400円で計算した額でしか支払っておらず、月額賃金についても月6万円以下と最低賃金に満たない金額で支払いを行っており、1人1か月あたりの未払い賃金額は約14万円であった。

【事例2】 鉄工業を営む受入れ機関は、屋内運動場耐震補強工事現場において、当該作業場所が墜落により危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、作業床を設置することなく技能実習生を作業に従事させていたところ、その作業中に当該技能実習生は作業現場の天井部から転落し、約2か月の入院加療を要する労働災害に遭った。